

関東信越地方年金記録訂正審議会第1部会（第91回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月1日（火） 9時30分から10時5分まで
2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館専用会議室
3. 出席者 岡本部長、茂木委員、岡野委員、水出委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 1件）
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会第2部会（第86回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月7日（月） 9時40分から10時50分まで
2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館専用会議室
3. 出席者 中村部会長、須藤委員、瀬谷委員、小泉委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 2件）
厚生年金保険事案2件について、部会として1件については年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会第4部会（第91回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月10日（木） 9時30分から11時39分まで
2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館専用会議室
3. 出席者 三上部会長、池田委員、沖田委員、本橋委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 2件）
厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会第6部会（第88回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月10日（木） 13時30分から15時5分まで
2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館専用会議室
3. 出席者 秋田部会長、間嶋委員、松永委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（厚生年金保険 2件）
厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会第3部会（第86回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月15日（火） 9時18分から12時00分まで
2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館専用会議室
3. 出席者 石川部会長、小島委員、柘植委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 2件）
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会第1部会（第92回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月15日（火） 9時30分から11時40分まで
2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館専用会議室
3. 出席者 岡本部長、茂木委員、岡野委員、水出委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 2件、厚生年金保険 1件）
国民年金事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会第5部会（第89回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月16日（水） 9時30分から12時05分まで

2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館専用会議室

3. 出席者 甲原部会長、桑原委員、酒井委員、丸岡委員

4. 議 題

処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（国民年金 2件、厚生年金保険 1件）

国民年金事案2件について、部会として1件については年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。

また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会第2部会（第87回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月23日（水） 9時30分から10時25分まで
2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館専用会議室
3. 出席者 中村部会長、須藤委員、瀬谷委員、小泉委員
4. 議 題
処分案等の審議
5. 会議経過
処分案等の審議（国民年金 1件）
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会第3部会（第87回）議事要旨

1. 日 時 令和2年9月29日（火） 9時17分から11時20分まで

2. 場 所 さいたま新都心合同庁舎2号館専用会議室

3. 出席者 石川部会長、廣井委員、柘植委員

4. 議 題
処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 2件）

国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

また、厚生年金保険事案2件について、部会として1件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。